

**定期巡回・随時対応型訪問介護看護
事前申出受付要項
(令和3年度)**

令和3年6月

仙台市健康福祉局介護事業支援課

1. 事前申出の概要

仙台市では、日中・夜間を通じて高齢者の在宅での生活継続を支援するため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定を受ける事業者を募集します。

地域密着型サービス事業者の整備にあたっては、介護保険事業計画に沿って、日常生活圏域（中学校区）ごとに計画的に整備を図っていく必要があることから、下記の内容で事業計画の事前申出の受付を行います。

－整備の考え方－

① 事業所の形態

一体型・連携型（※1）ともに可能とします。

※1 一体型=一つの事業所で訪問介護と訪問看護を一体的に提供するもの

連携型=訪問介護を行う事業者が地域の訪問看護事業所と連携してサービスを提供するもの

② サービス提供エリアの範囲

次のア・イのいずれの要件も満たしている必要があります。

ア) 日常生活圏域（中学校区）を単位としてサービス提供エリアを申請することとし、隣接する2つ以上の日常生活圏域にサービスを提供する事業計画であること。

イ) サービス提供エリアの日常生活圏域を、別表（定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス提供エリア 状況一覧表）に掲げる未整備圏域の日常生活圏域を含む事業計画とすること。

※ 令和3年6月1日時点における未整備圏域は下記のとおりです。
青葉区（1） 広陵

（仙台市ホームページで、地名から市立小・中学校の学区を検索することができます。）

URL : <http://www.city.sendai.jp/kyouiku/gakuji/gakku/index.html>

【留意事項】

- 随時訪問サービスについては、事業所から利用者宅まで概ね30分以内の間に駆けつけられるような体制確保に努めることと規定されています。

（指定地域密着型サービス及び介護予防サービスに関する運営基準について第三-1(2)③）

- サービス事業所と同一又は近隣の建物など、特定の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該サービス事業所の利用者全体に占める当該建物に居住する利用者の割合を50%未満としてください（該当する建物が複数ある場合は、当該複数の建物に居住する利用者の合計の割合を50%未満としてください）。

③ 事業開始時期

事業開始希望時期は、(P. 4)「事業者指定申請および事業者指定の時期について」に掲げる何れかの時期としてください。

2. 事前申出の要件

- (1) 介護保険法第 78 条の 2 第 4 項各号に規定する欠格事由に該当しないこと。
- (2) 仙台市介護保険条例（平成 12 年仙台市条例第 4 号）第 2 条の 6 に規定する指定地域密着型サービスの事業の基準を満たすことができること。
- (3) 「仙台市指定地域密着型サービス事業者等の指定申請における申出及び事前協議手続に関する要綱」第 4 条各号に該当しないこと。

3. 事前申出の手続き等

申 出 期 間	随時受付をいたします。
受 付 時 間	午前 9 時 30 分から午後 5 時まで（土曜、日曜、祝日、休庁日を除く）
提 出 場 所	仙台市健康福祉局介護事業支援課指定係 仙台市青葉区国分町 3 丁目 7 番 1 号（仙台市役所 8 階）
提 出 方 法	持参 ※事前に電話で提出の日時の予約を行ってください。 電話 022-214-8169

4. 提出書類

事前申出に必要な提出書類は、仙台市ホームページから様式をダウンロードし、作成してください。

申出書類は「提出書類一覧」の順番に A4 版フラットファイルに左綴じで整理し、目次及びインデックスをつけ、1 部提出してください。また、併せて指定様式の電子データを保存した CD-R 等を提出してください。

提出の際は、申出事業者においても、手元に当該書類一式の控えを保管してください。

申出期間終了後は、法人の都合による計画の変更は一切認めません。また、事前申出書類は返却いたしません。

なお、本市が必要と判断した場合に、本市から書類の追加、補正を求めることがあります。

※ 申出申請にあたっては、必ず添付ファイル「事前申出申請書類に関する注意事項」を参照してください。

※ 事前申出者が「仙台市指定地域密着型サービス事業者等の指定申請における事前申出及び事前協議手続に関する要綱」第 4 条各号に該当しないことを確認するため、提出された役員名簿（申出様式第 4 号）を関係機関に提供することがあります。

5. 事前申出に当たっての留意事項

(1) サービス提供エリアについて

事前申出のあったサービス提供エリアが重複した場合、重複エリアの一部、又は全部をその他の未整備エリアへ移管して提供するための調整協議を行う場合があります。

(2) 併設について

複数のサービスを併設する事業計画や既存の施設に併設する事業計画での事前申出も可能ですが、他の事業所等と併設する場合については、下記にご留意ください。

- ① その他の地域密着型サービス（認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護など）と併設する場合は、別途、実施するサービスの種類ごとに事前申出の手続きが必要となります。
- ② 補助事業を受けて設置した施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等）に併設する場合は、財産処分の要否、当事業専用の事務スペースの確保等について確認のうえ申し込みください。

(3) 開設に伴う補助制度について

地域医療介護総合確保基金（介護分）を財源とした施設開設準備経費の補助を予定しております。

区分	補助金 (1か所 上限額)	対象経費
定期巡回・随時対応型訪問介護看護実施のために必要な事業 (開設準備経費)	14,000千円未満	<ul style="list-style-type: none">・利用者の心身の状況等の情報を蓄積し、随時適切に利用者からの通報を受け付けることができる通信機器及びシステムの導入・利用者が適切にオペレーターに通報できる端末の購入・事業所開設までに必要なその他の経費 【対象経費】 事業所の開設に必要な、開設前の6月に係る需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費

※補助金の額は変更になる場合があります。また、事業実施に際して補助金交付額を確約するものではありません。

6. 事前協議事業者の決定、事業者指定までの流れ

(1) 事業者の選定

事前申出事業者のサービス提供エリアが重複した場合等は、事業者の審査・選定を行う場合があります。事業者の審査・選定は、「地域密着型サービス事業者等事前協議事業者の選定等に関する要綱」に規定する手続きにより行います。

選定については年4回下記の日程で行います。

事前申出時期	選定期
3月～5月下旬	6月下旬
6月～8月下旬	9月下旬
9月～11月下旬	1月中旬
12月～2月下旬	3月下旬

(2) 事前協議及び協議済書の交付

- ① 事前申出の手続きが済んだ事業者に対し、地域密着型サービス等事前協議事業者決定通知書を交付します。地域密着型サービス等事前協議事業者決定通知書を受理した事業者は、整備について、市と協議を行います。
- ② 協議対象事業として協議終了した事業者は、市に対して、地域密着型サービス等事前協議済書交付申請を行います。協議内容が適当であると認められる場合は、市から事業者に対し地域密着型サービス等事前協議済書を交付します。事業者は、事前協議済書を受理した後に、建築確認等を行ってください。

※ 事前協議、事前協議済書交付申請に必要な添付書類は、仙台市ホームページでご確認ください。

URL : <https://www.city.sendai.jp/korekikaku-shisetsu/jigyosha/fukushi/fukushi/koresha/hitsuyo.html>

(3) 事業者指定申請

指定地域密着型サービス等事前協議済書を受理した事業者は、指定申請受付終了日までに指定地域密着型サービス事業者等の指定申請の手続きを行いません。

(4) 事業者指定申請及び事業者指定の時期

地域密着型サービスの事業者指定は、仙台市介護保険条例施行規則第24条に規定す

る地域密着型サービス運営委員会の審議を経たうえで行われます。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、下記の日程で事業所指定を行います(ただし、地域密着型サービス運営委員会の開催は変動する可能性があります)。

事業者指定申請時期	地域密着型サービス 運営委員会(予定)	指定時期
5月中旬	6月下旬	7月1日
8月中旬	9月下旬	10月1日
11月下旬	12月下旬	1月15日
2月中旬	3月下旬	4月1日